

朝霞市分別収集計画

令和7年8月

朝霞市

朝霞市分別収集計画

目 次

1 計画策定の意義	1
2 基本的方向	1
3 計画期間	1
4 対象品目	2
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号).....	2
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号).....	3
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号).....	4
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号).....	5
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器 リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号).....	8
資料1 容器包装廃棄物の排出量の見込み算定根拠	9

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、限りなくごみゼロを目指した資源循環型社会を形成していくことが求められている。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要な課題となっている。

朝霞市(以下「本市」という。)においては、現在、市内に一般廃棄物最終処分場を所有しておらず、焼却灰・残渣及び不燃物の処理を埼玉県環境整備センター及び民間業者に委託している。

また、焼却灰や埋立て処分される廃プラスチックの一部をリサイクルしているところであるが、今後も市内に最終処分場の用地を確保することが困難なことから、より一層のごみの排出抑制や資源化による減量化を図り、最終処分量の減量化・減容化を推進していくことが重要である。

ごみを減量化するためには、まず、ごみの排出を抑制すること(排出抑制)、資源となりうるごみを再生利用・再利用すること(資源化)が必要である。

本計画は、本市が、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、関係者が一体となって取り組むべきリサイクルの具体的な方針を策定するものである。

本計画の推進により、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化が図られるとともに、資源循環型社会の形成を図るものとする。

2 基本的方向

本計画における基本的な計画方針を次のように示す。

① 市民・事業者・行政の役割の履行

市民・事業者・行政が一体となって、ごみによる環境への負荷を低減しなければならない状況下で、3者がそれぞれの役割と責務を履行する。

② 資源循環型社会の構築

「ごみをつくらない」、「ごみとしない」、「ごみとさせない」のごみの減量化を目的とし、ごみ即ち資源の再生利用・再利用に寄与し、資源循環型社会の構築に努める。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、現在、分別収集の対象としている「スチール缶」、「アルミ缶」、「ガラスびん（無色・茶色・その他の色）」、「飲料用紙製容器（紙パック）」、「ダンボール」、「ペットボトル」、「その他のプラスチック製容器包装」を分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

年 度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物		10,654	10,683	10,660	10,660	10,659
かん類	スチール缶	230	230	230	230	230
	アルミ缶	536	537	536	536	536
びん類	無色	766	768	766	766	765
	茶色	574	576	574	574	574
	その他	277	280	283	286	289
紙類	飲料用紙容器	230	230	230	230	230
	段ボール	1,646	1,651	1,646	1,646	1,645
	その他の紙製容器包装	1,302	1,305	1,302	1,301	1,301
プラスチック類	ペットボトル	1,149	1,152	1,149	1,148	1,148
	白色トレイ	115	115	115	115	115
	その他プラスチック製容器包装	3,829	3,839	3,829	3,828	3,826
製品プラスチック		986	989	986	986	985

※算定根拠は資料1参照

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制を促進するためには、市民及び事業者の理解と協力が不可欠であることから、啓発事業を中心に積極的に施策を展開すると共に市民・事業者・団体が自主的に行うごみ減量活動の支援体制を構築する。

ア 発生抑制の施策

i 市民への意識啓発

市民一人ひとりが、排出したごみの処理状況を理解し、ごみの分別・減量化に関心をもつよう市民の意識啓発を図る。

- ① 広報あさか、市ホームページ市のSNSを通じてごみの分別及び減量について啓発する。
- ② ごみの分別及び減量のパンフレット・ポスターを公共施設に設置する。

ii 3R推進啓発事業の強化

- ① 3R推進団体と協働で夏休み子ども向け啓発事業を行い、ごみの分別・減量の大切さやリサイクルの仕組みについて学び関心を高める。
- ② 3R推進月間にて、ごみへの関心を高める学習の機会を設ける。また、収集車両への3R推進月間周知用マグネットシート掲出や市庁舎に懸垂幕の掲出をする。
- ③ 市イベント等にて、ごみ分別・減量についての街頭啓発活動を実施する。

iii 事業者への意識啓発

- ① ごみの減量に関する事業所用パンフレットを配布し意識啓発を図る。
- ② 本市では、多量排出業所に対して「一般廃棄物減量化計画書」の作成及び「廃棄物管理責任者」の選任を求めており、計画提出時や立入検査時を通じて、廃棄物の排出抑制を指導する。
- ③ 広報あさか、市ホームページ、市のSNSを通じて事業ごみに関する啓発を行う。
- ④ クリーンセンターに搬入された事業ごみの搬入物検査を実施する。

iv 環境・ごみ教育の充実

ごみの減量、再資源化等についての教室や講座を開催するほか、「あさか学習おとどけ講座」やクリーンセンターの見学を行う。

v リサイクルプラザによるごみ減量化情報の提供

リサイクルプラザではごみ減量の講習会実施や情報紙の配布、閲覧の場を提供することで多くの市民にごみの減量化の情報を提供する。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制について

大規模事業所及び多量排出事業者に対して、「廃棄物管理責任者」の選任、「事業系一般廃棄物減量等計画書」の作成提出を求めている。また、その事業者に対し立入検査を実施しており今後も継続して指導を行う。それ以外の事業者などについても商工会などに協力要請をし、啓発を行なうことで、事業系ごみ全体のごみ量の削減を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(第8条第2項3号)

- ①分別収集を行う容器包装廃棄物の種類及び分類の区分は、本市における諸計画を総合的に勘案し、以下のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器包装		かん
主としてアルミニウム製の容器包装		
主として	無色のガラス製容器	ガラスびん
	茶色のガラス製容器	
	その他の色のガラス製の容器	
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器包装		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器包装であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック資源ごみ

※主として紙製の容器包装であって、紙パック、段ボール以外のものについては、雑紙としてリサイクルをしているため、本市では特に単体での分別収集は行わない。

※白色トレイ(白色の発泡スチロール製の食品トレイ)については、店頭回収による回収制度を推進していくため、本市では特に白色トレイ単位での分別収集は行わない。

※製品プラスチックについては、クリーンセンターでの中間処理において選別を行う。

- ②分別収集の実施時期は、下記のとおりとする。

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
かん類	スチール缶	実施継続⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	アルミ缶	実施継続⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
びん類	無色	実施継続⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	茶色	実施継続⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	その他	実施継続⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
紙類	飲料用紙容器	実施継続⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	ダンボール	実施継続⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
プラスチック類	ペットボトル	実施継続⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	その他のプラスチック製容器包装	実施継続⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(第8条第2項第4号)

(単位:t/年)

分別収集する 容器包装の種類	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器包装	117		118		120		121		122	
主としてアルミ製の容器	232		234		236		239		241	
無色のガラス製容器	391 (合計)		395 (合計)		399 (合計)		403 (合計)		407 (合計)	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	391	0	395	0	399	0	403	0	407	0
茶色のガラス製容器	213 (合計)		215 (合計)		217 (合計)		220 (合計)		222 (合計)	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	213	0	215	0	217	0	220	0	222	0
その他の色のガラス製容器	277 (合計)		280 (合計)		283 (合計)		286 (合計)		289 (合計)	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	277	0	280	0	283	0	286	0	289	0
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	5		5		5		5		5	
主として段ボール製の容器	1,290		1,303		1,316		1,330		1,343	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	541 (合計)		546 (合計)		552 (合計)		557 (合計)		563 (合計)	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	0	541	0	546	0	552	0	557	0	563
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	783		791		799		807		815	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	783	0	791	0	799	0	807	0	815	0
(うち白色トレイ)	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	33		33		33		34		34	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	0	33	0	33	0	33	0	34	0	34

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
容器リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

容器包装廃棄物の回収量 = 直近年度の収集実績 × 人口変動率(%)

区分	実 績						参考とする数値	
年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
人口(年度末現在)(人)	142,073	143,388	143,926	144,287	145,531	145,984		
人口の伸び率 (前年度比)	1.01	1.01	1.00	1.00	1.01	1.00	過去5年 の平均値	1.01

●容器包装廃棄物回収量				実 績 値		予 測 値					
区分	項目	単位		令和6年度	過去5年 の人口の 伸び率 (平均)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収集資源総合計		1	t/年	3,775	1.01	3,812	3,850	3,888	3,927	3,967	4,006
収集資源	かん類	2	t/年	343	1.01	346	349	353	356	360	363
	スチール缶	3	t/年	115	1.01	116	117	118	120	121	122
	アルミ缶	4	t/年	228	1.01	229	232	234	236	239	241
	びん類	5	t/年	864	1.01	873	881	890	899	908	917
	無色	6	t/年	383	1.01	387	391	395	399	403	407
	茶色	7	t/年	209	1.01	211	213	215	217	220	222
	その他	8	t/年	272	1.01	275	277	280	283	286	289
	紙類	9	t/年	1,270	1.01	1,283	1,295	1,308	1,322	1,335	1,348
	飲料用紙容器	10	t/年	5	1.01	5	5	5	5	5	5
	段ボール	11	t/年	1,265	1.01	1,278	1,290	1,303	1,316	1,330	1,343
	その他の紙 製容器包装	12	t/年	1,059	1.01	1,070	1,080	1,091	1,102	1,113	1,124
	プラスチック類	13	t/年	1,298	1.01	1,311	1,324	1,337	1,351	1,364	1,378
	ペットボトル	14	t/年	530	1.01	535	541	546	552	557	563
	その他のプ ラスチック製 容器包装	15	t/年	768	1.01	776	783	791	799	807	815
製品プラスチック		16	t/年	32	1.01	32	33	33	33	34	34

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(第8条第2項第5号)

(分別収集の主体)

容器包装の種類		収集に係る 分別区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール	かん	委託業者による定期収集	本市施設にて選別・保管
	アルミ			
びん	無色	びん		
	茶色			
	その他			
紙パック		紙パック		
段ボール		ダンボール		
PETボトル		ペットボトル		
その他プラスチック製容器包装		プラスチック資源ごみ (その他プラスチック容器包装)		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(第8条第2項第6号)

かんについては、本市のあき缶資源化施設で選別・圧縮し、本市のストックヤードで保管する。
びんについては、収集段階及び本市クリーンセンターで手選別した後、本市ストックヤードで保管する。紙パック及びダンボールについても、本市のストックヤードにて保管する。

ペットボトルについては、プラスチック類処理施設で手選別した後、本市ストックヤードで保管を行う。その他プラスチック製容器包装も、プラスチック類処理施設で手選別し、本市ストックヤードで保管を行う。

(分別収集の用に供する施設計画)

容器包装の種類		収集に係る分別区分	回収方法	収集車	中間処理施設
缶	スチール	かん	分別容器	2 t パッカー車	本市あき缶資源化施設 本市ストックヤード
	アルミ				
びん	無色	びん		2 t 平ボディ車	本市ストックヤード (選別後、色別保管)
	茶色				
	その他				
紙パック		紙パック	結束		本市ストックヤード
段ボール		段ボール	結束	2 t パッカー車	本市ストックヤード
PETボトル		ペットボトル	分別容器 分別ネット		本市プラスチック処理施設 本市ストックヤード
その他のプラスチック製容器包装		プラスチック資源ごみ (その他のプラスチック製容器包装)	袋・分別 容器		本市プラスチック処理施設 本市ストックヤード

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (第8条第2項第7号)

分別促進の推進

ア 分別化の施策

i 市民への意識啓発

- ①広報あさか、市ホームページ市のSNSを通じてごみの分別及び減量について啓発する。
- ②ごみの分別及び減量のパンフレット・ポスターを公共施設に設置する。

ii 事業者への意識啓発

- ①ごみの減量に関する事業所用パンフレットを配布し意識啓発を図る。
- ②本市では、多量排出業所に対して「一般廃棄物減量化計画書」の作成及び「廃棄物管理責任者」の選任を求めている、計画提出時や立入検査時を通じて、廃棄物の排出抑制を指導する。
- ③広報あさか、市ホームページ、市のSNSを通じて事業ごみに関する啓発を行う。
- ④クリーンセンターに搬入された事業ごみの搬入物検査を実施する。

iii 朝霞市廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第5条の7)及び朝霞市廃棄物減量等推進審議会条例(平成6年条例第7号)の規定に基づき本審議会を設置し、幅広く市民を参画させていく。

iv 環境・ごみ教育の促進

ごみの減量、再資源化等についての教室や講座を開催するほか、「あさか学習おとどけ講座」やクリーンセンターの見学を行う。

v リサイクルプラザによるごみ分別情報の提供

リサイクルプラザで開催するごみのリサイクルに関する講習会、講演会等を通して、広く市民にごみの分別・資源化の情報を提供していく。

イ 分別の徹底による再資源化の施策

i 集団資源回収活動への援助

市民団体による集団資源回収活動を促進させるため、「朝霞市地域リサイクル活動推進補助金事業」を実施し、資源化に対する意識の高揚と、安定した回収活動の促進を図る。

〔地域リサイクル活動推進補助金事業〕

- ・事業開始 平成元年10月
- ・回収品目 紙類、布類、金属類、ビン類
- ・補助金 6円／1kg
- ・令和6年度実績
 - 登録団体 159団体
 - 回収量 943, 170kg

資料1 容器包装廃棄物の排出量の見込み算定根拠

1. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込みの算出手順

(1) 容器包装廃棄物算定対象廃棄物量(表1)の算出

$$\text{容器包装廃棄物算定対象廃棄物量} = \text{家庭系ごみ発生量} + \text{事業系ごみ発生量}$$

表1 容器包装算定対象廃棄物量

(単位:t/年)

年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
家 庭 ご み	30,374	30,311	30,078	29,915	29,742
事 業 系 ご み	7,912	8,081	8,208	8,360	8,514
容器包装算定対象廃棄物量	38,286	38,392	38,286	38,275	38,256

※ ごみ発生量の推計値は、第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の予測数値
(現状推移)

(2) 容器包装廃棄物の排出量の算出

環境省作成の「市町村分別収集計画策定の手引き(十一訂版)」で示される令和5年度の組成調査結果から求められた容器包装廃棄物の潜在比率の平均値を本市の容器包装算定対象廃棄物量に乗じて、各年度毎における容器包装廃棄物の

$$\text{容器包装廃棄物潜在量} = \text{容器包装算定対象廃棄物量(表1)} \times \text{潜在比率(\%)}$$

表2 容器包装廃棄物の潜在量

(単位:t/年)

年 度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装算定対象廃棄物量(表1)		38,286	38,392	38,286	38,275	38,256
《内訳》						
初年度						
品 目	潜在比率(%)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
かん類	2.0	766	767	766	766	766
スチール缶	0.6	230	230	230	230	230
アルミ缶	1.4	536	537	536	536	536
びん類	3.5	1,617	1,624	1,623	1,626	1,628
無色	2.0	766	768	766	766	765
茶色	1.5	574	576	574	574	574
その他	0.0	277	280	283	286	289
紙類	8.3	3,178	3,186	3,178	3,177	3,176
紙パック	0.6	230	230	230	230	230
段ボール	4.3	1,646	1,651	1,646	1,646	1,645
その他の紙製容器包装	3.4	1,302	1,305	1,302	1,301	1,301
プラスチック類	13.3	5,093	5,106	5,093	5,091	5,089
ペットボトル	3.0	1,149	1,152	1,149	1,148	1,148
白色トレイ	0.3	115	115	115	115	115
その他のプラスチック製容器包装	10.0	3,829	3,839	3,829	3,828	3,826
製品プラスチック	—	986	989	986	986	985
計	27.1	11,640	11,672	11,646	11,646	11,644